

継続完納51年に感謝 平成20年度納税表彰式・納税組長会議

- 平成二十年納税表彰式・納税組長会議は六月十五日、村公民館で開かれ、区長や組長、来賓など約二百人が出席しました。
- 納税表彰式では、完納を達成した行政区や納税組合に表彰状を贈呈したあと、表彰状および感謝状の伝達も行われました。
- また、併せて納税組長会議も行われ、大楽村長や各課長が本年度の村の取り組みについて説明しました。表彰状および感謝状の受賞者（団体）は次のとおりです。（敬称略）
- ▼完納行政区表彰 赤坂西野区(五十二年継続) 西山区(五十六年継続) 赤坂中野区(五十二年継続) 赤坂東野石井草区(五十一年継続) 富田区(五十三年継続) 渡瀬区(五十三年継続) 青生野区(五十二年継続)
 - ▼納期前完納組合表彰(平成十九年四月十九日までに概算前納した組合) 切払東ほか十三組合
 - ▼納期内完納組合(平成十九年十二月二十五日までに完納した組合) 酒垂新ほか五十四組合
 - ▼完納組合(平成十九年度内に完納した組合) 酒垂旧ほか七十六組合
 - ▼表彰状および感謝状伝達 西山区納税貯蓄組合(各種功労者知事表彰) 渡瀬区納税貯蓄組合(納税功労者等に対する知事感謝状)



納税表彰式・納税組長会議に参加した納税組長ら

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金制度は、二十歳以上六十歳未満のすべての方が加入する制度です。老後に受け取る老齢基礎年金のほか、万が一のときは障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れます。

平成二十度の国民年金の保険料は月額一四、四一〇円ですが、失業や収入が少ないなどの経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の全額免除または一部納付（一部免除）の制度がありますので申請手続きをしてください。ただし、昨年免除を申請して該当になった方で、申請書の中の「翌年度以降も継続して免除を希望する」欄で「はい」につけた場合は、継続して申請があったものとみなされますので、申請する必要はありません。

免除制度は四段階

保険料の免除制度は、「全額免除」（全額を免除）と

「半額納付」（半分納付し、残りの半分を免除）、「四分の一納付」（四分の一納付し、残り四分の三を免除）、「四分の三納付」（四分の三納付し、残り四分の一を免除）があります。

免除期間も年金額に反映

国民年金(基礎年金)の給付の三分の一(将来は二分の一)は国の負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に、国の負担に相当する額が年金額に反映されます。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれるため安心です。ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料を納付しなかった場合は、一部免除が無効となり、未納と同じ扱いとなるため、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を

納付するよう注意が必要です。免除を受けた保険料は後から納付できます

免除や猶予を受けた保険料は、将来、受け取る年金額が少なくならないよう十年前までさかのぼって納めることが出来ます（追納制度）。

免除手続きに必要なもの

- ▼印鑑
- ▼納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ▼今年一月以降に転入された方は所得証明書（源泉徴収票または確定申告書の写し）
- ▼失業を理由とする場合は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し

免除の基準

申請者本人と配偶者、世帯主の前年の所得により審査さ

それ以外には、失業、天災、倒産、事業の廃止などを理由とするときに限られます。

三十歳未満の方は「若年者納付猶予制度」の手続きを

三十歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されますので手続きをしてください。

■免除の基準

免除の種類	月額保険料
全額免除	0円
4分の3免除	3,600円
半額免除	7,210円
4分の1免除	10,810円

■問い合わせ 福島社会保険事務局事務センター ☎024-526-0276 村住民福祉課国保健康係 ☎49-3112